

事業者選定基準に関する質問書

No	頁	章	節	項	目	項目名	内容	回答
1		5	2	(1)	1)	提案価格審査	委託費と工事費の合計が見積上限価格以内であった場合には、委託費あるいは工事費のいずれかが見積上限価格を超えていても、失格とはならないようにして頂けないでしょうか。	不可とします。
2		5	2	(1)	1)2)	提案価格審査 基礎審査	要求水準書のp.4に測量調査、地質調査、試掘調査が含まれている一方で、要求水準書（案）に関する質問への回答のNo.18、19、37では測量調査、地質調査、試掘調査が見積上限価格に含まれていないとなっています。これらの調査業務を含まない見積金額を提示し、事業者選定後にこれらの調査業務を実施した場合には変更契約の対象になるとの理解で宜しいでしょうか。また、例えば、上記の調査業務を含まない見積金額を提示した場合は要求水準未達となってしまうのでしょうか。 一方で、上記の調査業務を含んだ見積金額で見積上限価格を超えた場合は失格となってしまうのでしょうか。	測量調査、地質調査、試掘調査が必要となる場合には協議により変更契約の対象となります。よって、上記の見積金額を含まない形での見積金額の提示をお願いします。 見積上限価格を超えた場合は失格となります。
3		5	2	(1)	2)	基礎審査	提案内容が「要求水準書」に定めた要求水準を満たしているか否かの具体的な確認方法について教示願います。	要求水準書の記載内容と提案書を照らし合わせて確認します。
4		5	2	(1)	4)	③出席者	「総括責任者」は、「統括責任者」の間違いで宜しいでしょうか。	統括責任者に修正します。
5		5	2	(1)	4)	③出席者	プレゼンテーションのプレゼンターは、出席者（説明者）のうちの1名が担えばよく、必ずしも統括責任者でなくてもよいとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解の通りです。
6		5	2	(1)	4)	⑥使用機器	応募者が用意するパソコン等の機器と、企業団様に用意していただくプロジェクターとの接続確認を、プレゼン実施に先立って事前に確認することは可能でしょうか。	令和5年12月通知予定の技術提案書等に関するプレゼンテーションの詳細通知において示します。
7		5	2	(1)	4)	⑦その他	「追加資料の配布は認めない」とありますが、プレゼンテーションで使用するパワーポイントデータを印刷した資料を配布することは認められるでしょうか。	可とします。
8	4	5	2	(2)	1)	技術評価点の得点化方法	地元建設企業及び協力企業（地元企業）の分担額とはJVの出資額が20%以上であることで条件を満たすと考えてよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
9	7	5	5	(1)	5)	技術評価審査	1-3⑤「維持管理」の項目について、路面本復旧引き渡し後に行う維持管理が容易になるかどうかを評価するという認識でよろしいでしょうか。	管路及び付帯工作物の維持管理が容易になるかを評価します。
10	7	5	2	(2)	2)	価格評価点の得点化方法	見積上限価格とは、工事費と委託費の合計額でしょうか。	ご理解の通りです。